

判決年月日	平成29年1月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10087号		
<p>○ 審決取消訴訟において、無効審判請求における従たる引用例を主たる引用例とし、無効審判請求における主たる引用例を従たる引用例とする新たな無効理由に係る主張について審理判断することは許されるとした事例</p>			

(関連条文) 特許法123条, 167条, 178条

(関連する権利番号等) 登録第4465408号

判 決 要 旨

原告は、被告らが有する本件特許について無効審判を請求したが、本件審判の請求は成り立たない旨の審決を受けた。本件は、上記審決の取消訴訟である。原告は、本件審判において、①引用発明1を主たる引用例として引用発明2を組み合わせること、②引用発明3を主たる引用例として引用発明1又は2を組み合わせることにより、本件特許発明は容易に想到することができることを主張していたところ、本件訴訟において、従前の主張に係る審決の違法を取消事由として主張したほか、これに加え、予備的に、引用発明2を主たる引用例として引用発明1又は3を組み合わせることにより、本件特許発明は容易に想到することができることを主張した。

本判決は、引用発明1ないし3が、本件審判において特許法29条1項3号に掲げる発明に該当するものとして審理された公知事実であり、当事者双方が、上記予備的主張を本件訴訟において審理判断することを認め、特許庁における審理判断を経由することを望んでおらず、その点についての当事者の主張立証が尽くされている本件においては、上記予備的主張を審理判断することは、紛争の一次的解決の観点からも許されると判断した。そして、原告の主張はいずれも理由がないものと判断して、原告の請求を棄却した。